入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年７月６日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　前田　信弘

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名（修）構造物改良工事2023―１―１

⑶　工事場所　東京都豊島区池袋本町二丁目他

⑷　工事内容　高架橋における段差防止構造設置工および支承フェールセーフ構造設置工

・段差防止構造設置工　57脚　222支承線　943基（横変位拘束構造兼用　３脚　６支承線　12基を含む）

・支承フェールセーフ構造設置工　70 脚　259支承線　1,082基

・その他工

裏面吸音板撤去復旧工　6,369㎡

排水管撤去復旧工　997m

仮設工（吊足場工）　5,431㎡

・実施設計　一式

⑸　工期　契約締結日の翌日から1,220日間

⑹　その他

①　本工事は、競争参加資格確認申請及び技術提案書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と、技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）を実施し、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案評価方式の対象工事である。

②　技術提案の範囲は、以下のとおりとする。

・工事目的物（構造種別、主要部材の形状寸法等）の変更を伴わない範囲とする。

③　本工事は、競争参加確認申請書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては５⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式１）を提出するものとする。

④　本工事は、工程上一定の区切りと認められる期間に限り、主任技術者又は監理技術者の途中交代を認める工事である。

⑤　本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日制工事（発注者指定方式）である。

⑥　本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）モデルの活用による建設生産システムの生産性向上及び高度化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ対象工事である。

⑦　技術資料の提出は、持参又は郵送により行うものとする。なお、郵送により提出する場合は書留郵便等の配達の記録が残るものに限り、郵送提出する旨を事前に５⑴に示す担当部局に連絡するものとする。

⑧　その他については、電子入札留意事項によることとする。

2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。（詳細は「入札説明書」に記載）。

⑵　首都高速道路株式会社における「道路保全土木工事」に係る2023・2024年度の競争参加資格の認定を受けている単体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「道路保全土木工事」に係る2023・2024年度の競争参加資格の再認定を受けている単体であること。

⑶　2008年度以降に、以下に掲げる工事完工実績を有すること。ただし、同一工事ですべての工事完工実績を有する必要はない。

・供用中の自動車専用道路（道路法第48条の２第１項又は第２項により指定された道路）又は高速自動車国道（高速自動車国道法第４条第１項により指定された道路）の道路橋における支承取替工事、落橋防止装置設置工事又は段差防止工事

・断面交通量が２万５千台／日以上の自動車専用道路（道路法第48条の２第１項又は第２項により指定された道路）又は高速自動車国道（高速自動車国道法第４条第１項により指定された道路）の道路上において車線規制を伴う工事

上記工事は2008年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。

⑷　次に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、現場代理人（以下「配置予定技術者」という）及び設計管理技術者及び設計照査技術者を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場施工着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場施工着手日は、2024年４月１日（月）を予定している。

また、工程上一定の区切りと認められる時点（期間Ａ、期間Ｂが切り替わる時点）において、配置予定技術者の途中交代を認める。この場合、期間Ｂに配置する配置予定技術者については、期間Ｂに切り替わる時点までに本工事に配置できること。

期間Ａ：準備期間等、現場が稼働していない期間

契約締結日の翌日から令和６年３月31日（日）まで

期間Ｂ：目的構造物に係る工事（裏面吸音板撤去工、仮設工含む）が行われている期間

令和６年４月１日（月）から工期末まで

①　主任技術者又は監理技術者は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門又は総合技術監理部門（技術部門を「建設」とした者に限る。）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（建設部門）」という。）

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　期間Ａにおいて、配置予定技術者のうち少なくとも１名は、2008年度以降に次に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、工事の経験における従事役職は問わない。

・断面交通量が２万５千台／日以上の自動車専用道路（道路法第48条の２第１項又は第２項により指定された道路）又は高速自動車国道（高速自動車国道法第４条第１項により指定された道路）の道路上において車線規制を伴う工事

なお、上記工事の経験は、2008年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。

④　期間Ｂにおいて、配置予定技術者のうち少なくとも１名は、2008年度以降に次に掲げるすべての工事の経験を有する者であること。ただし、同一工事ですべての工事の経験を有する必要はない。なお、工事の経験における従事役職は問わない。

・供用中の自動車専用道路（道路法第48条の２第１項又は第２項により指定された道路）又は高速自動車国道（高速自動車国道法第４条第１項により指定された道路）の道路橋における支承取替工事、落橋防止装置設置工事又は段差防止工事

・断面交通量が２万５千台／日以上の自動車専用道路（道路法第48条の２第１項又は第２項により指定された道路）又は高速自動車国道（高速自動車国道法第４条第１項により指定された道路）の道路上において車線規制を伴う工事

なお、上記工事の経験は、2008年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。